

i お知らせ

☎②③ 5111 FAX ② 5100

土・日曜日、祝日は閉庁

❖お知らせの表記

申…申し込み先

問…問い合わせ先

※費用の記載がないものは無料です。

【広報とわだに掲載の各種催しや募集などについて】

広報とわだに掲載したイベントや相談会などの各種催しや募集については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止や延期、変更になる場合がありますので、ご了承ください。

また、催しなどに参加する場合は、マスクを着用し人との適切な距離を保つなど「新しい生活様式」を実践するよう心掛けましょう。

※事前に各問い合わせ先にご確認ください。

暮らし

防災行政無線などによる情報伝達訓練を実施します

災害や武力攻撃などに備え、全国瞬時警報システム（Jアラート）を用いて全国一斉に実施される情報伝達訓練を行います。

防災行政無線（屋外スピーカー）と戸別受信機（防災ラジオ）から音声放送され、駒らん情報めーるに登録している人にも送信されますので、実際の災害と間違えないよう、ご注意ください。

とき 5月19日(水) 午前11時
放送される内容

- ・上りチャイム音
- ・「これはJアラートのテストです」（3回繰り返し）
- ・下りチャイム

問総務課☎⑤ 6703

軽自動車税（種別割）の減免申請を受け付けします

身体障害者手帳、療育（愛護）手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、障害の程度や軽自動車の使用状況が一定の条件に該当する場合、減免を受けることができます。

必要な物 ▶車検証▶身体障害者手帳などの手帳▶運転者の運転免許証▶軽自動車税（種別割）納税通知書▶生計同一証明書または常時介護証明書（生計を一にする人または常時介護する人が車を運転する場合）

生計同一証明書または常時介護証明書の交付場所

▶身体障害者手帳または療育（愛護）手帳の交付を受けている人
▷生活福祉課

▶精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
▷上十三保健所

申請期限 5月31日(月)

※障害の程度や軽自動車の使用状況によっては減免の対象とならない場合もあります。

※普通自動車と重複して減免申請をすることはできません。既に納付済みの場合は減免できません。

申問収納課☎⑤ 6760

漏水の発見にご協力ください

漏水は、水という大切な資源が無駄になるだけでなく、道路の陥没や冬季の路面凍結など、皆さんの日常生活に大きな影響を及ぼします。

▶晴れているのに道路（地面）がぬれている▶道路が不自然にへこんでいる▶普段乾いている水路にきれいな水が流れている

※道路や宅地内の漏水調査を行っていますが、調査員は必ず身分証明書を携帯し訪問します。また、調査費用を請求することはありません。

問水道課☎② 4516

※土・日曜日、祝日および市役所時間外 上下水道部宿日直☎② 4511

集会所のトイレを快適に！集会所施設環境改善事業補助金

町内会が所有・管理している集会所施設のトイレの水洗化・洋式化のための改修費用の一部を補助します。

補助対象 ①下水道や集落排水などへの接続の費用

②浄化槽設置の排水設備費用

③水洗式、洋式便器への取り換え費用

④①～③に伴う電気、給排水、

必要最低限の床、壁の改修費用

補助金額 補助対象経費の2分の1または75万円のいずれか低い額

※随時受け付けしています。

※申請書はまちづくり支援課に備え付けてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

※詳しくはお問い合わせください。

申問まちづくり支援課☎⑤ 6725

浄化槽整備事業「普及促進補助」を実施します

市では、浄化槽整備事業で新しく設置する合併浄化槽の個人負担の軽減を図るため、「普及促進補助」による支援を行います。単独浄化槽やくみ取りトイレを利用している場合は、合併浄化槽へ切り替えましょう。

補助対象 十和田市浄化槽整備事業で新しく設置し、令和4年3月20日までに供用開始できる人

補助金額 小型浄化槽1基に対し、一律11万円（単独浄化槽（トイレだけの浄化槽）を撤去した場合は、撤去した費用を加算（最大9万円まで）

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

申問下水道課☎② 4015